令和８年度　第１回
日高市国民健康保険運営協議会　会議録

会議の名称	日高市国民健康保険運営協議会
日時	令和８年７月２日（木）13：30～14：20
場所	日高市役所５階501会議室
公開・非公開	公開
非公開理由	
出席者	鈴木会長、金子副会長、篠﨑委員、金子委員、岡部委員、小久保委員、山川委員、松井委員、横田委員、清水委員、福田委員
欠席者	奥田委員、前田委員、遠藤委員、榎原委員
説明員	保険年金課長、国民健康保険担当主幹、国民健康保険担当主査
事務局	健康推進部長、保険年金課長、国民健康保険担当主幹、国民健康保険担当主査
傍聴者	１人
所管課	健康推進部保険年金課
議題及び決定事項等	１　日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（専決処分） （決定事項等）原案のとおり承認 ２　令和８年度日高市国民健康保険税見直しのスケジュールについて （決定事項等）原案のとおり承認 ３　令和７年度日高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について （決定事項等）原案のとおり承認 ４　日高市国民健康保険赤字削減・解消計画書の見直しについて （決定事項等）原案のとおり承認 ５　第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評

	価について （事務局から、データヘルス計画の中間評価の概要について説明）
会議資料	・次第 ・資料１－１　日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（3/31専決処分） ・資料１－２　日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 【補足資料】 （国民健康保険税の軽減額） ・資料２　令和８年度日高市国民健康保険税見直しのスケジュール（予定） ・資料３－１　令和７年度日高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書 ・資料３－２　令和７年度日高市国民健康保険特別会計 歳入歳出決算（円グラフ） ・資料３－３　令和７年度予算執行の実績説明書 ・資料４　日高市国民健康保険赤字削減・解消計画の変更について ・資料５　第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価について
会議の経過	**議題１　日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（専決処分）** ［説明要旨］資料１－１・１－２に基づいて説明 事務局：資料１－１からご覧ください。この条例改正は施行時期の都合上、既に３月末日に市長が専決処分を行い、６月議会において承認をいただいている案件となります。運営協議会の会議の開催時期との関係で事後承認となってしまいますがご了承願います。なお、専決処分とは、本来は議会が議決しなければならない案件を緊急の場合などに、行政運営の遅れや滞りを防ぐため、例外的に市長が議会の議決に代わり意思決定をす

	る処分のことを言います。 初めに、項目１「概要」です。地方税法の改正に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金課税額の規定を定めるとともに、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和８年３月31日に公布されて同年４月１日から施行されることを受け、日高市国民健康保険税条例を緊急に改正する必要が生じたため、同年３月31日付けで「日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものです。 次に、項目２「改正内容」です。主に２点の改正を行いました。 １点目は、子ども・子育て支援納付金課税額の新設です。令和８年度から創設された子ども・子育て支援金制度に伴い、新たな税の区分が追加されました。従前の国保税は、基礎課税額、いわゆる医療分と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の３区分で構成されていましたが、令和８年度から新たに子ども・子育て支援納付金課税額の税率等と課税限度額が設定されました。税率等は、埼玉県が示す標準保険税率等に準じたものとし、課税限度額は、政令で定める金額に設定しました。なお、軽減措置としては基礎課税額などと同様の低所得者軽減や未就学児の均等割額の２分の１軽減に加え、18歳以下の被保険者は子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額が全て軽減されることとなっています。 続いて、２ページをご覧ください。令和８年度予算への影響ですが、歳入予算では国保税で約2,800万円、繰入金で約700万円の増額となり、歳出予算では県に納める子ども・子育て支援納付金分で約3,500万円の増額となっています。 次に２点目の改正です。国民健康保険税の低所得者

	軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行いました。点線で囲まれた枠内をご覧ください。改正を行った背景ですが、低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、国保税の均等割額における低所得者世帯に係る軽減の判定基準となる所得金額が、地方税法施行令の改正により引き上げられ、令和８年３月31日に公布、４月１日に施行されたことから、この改正を行いました。おおむね毎年、経済動向等を踏まえて改正されていますが、物価上昇に伴う所得水準の全体的な上昇の影響により、軽減世帯の範囲が縮小しないよう、軽減判定所得の基準が引き上げられています。これは、物価の上昇等を鑑みて、賃金が引き上げられ、所得の水準が上がった場合に、軽減の判定基準となる所得金額が従前のままだと、これまで軽減されていた世帯が軽減対象から外れないよう基準を引き上げたものです。表の中に軽減判定基準所得額の計算式が記載されていますが、軽減割合の内、５割軽減と２割軽減において、それぞれ赤字部分のとおり金額が改正されています。 　資料の３ページ以降は、条文の改正箇所を示した新旧対照表です。表の右側が改正前のもの、左側が改正後となっていまして、アンダーラインの引いてある赤い文字のところが今回の改正部分となっています。 　続いて、資料１－２をご覧ください。この資料は、低所得者軽減が計算された結果が赤枠内の金額となっています。新旧対照表の５ページから６ページにおいて、第21条の改正がされていますが、ここの金額に使われているものとなります。 　説明は以上です。 議　長：ただ今の説明に質問はありますか。

	委　員：［質問］なし 議　長：質問がなければ、日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（専決処分）は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 委　員：異議なし 議　長：議題１「日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（専決処分）」は、原案のとおり承認します。 **議題２　令和８年度日高市国民健康保険税見直しのスケジュールについて** ［説明要旨］資料２に基づいて説明 事務局：資料２をご覧ください。本資料は、以前の会議でも使用していた税率改定のスケジュールに令和８年度のスケジュールを加えたものです。 　これまでの説明を再確認しますと、従前の税率改定は、埼玉県国保運営方針で定める令和９年度の準統一に向けて、その条件の一つである令和８年度までに一般会計からの赤字繰入を解消すること、そのために県が示す標準保険税率に合わせるよう税率改定を段階的に行ってきました。改定に当たり、拠り所としてきた基準は、県が示した令和９年度の標準保険税率の推計値であり、これがとても高い水準であったため、そこに追いつくよう引上げ改定を続けてきました。資料の一番上、令和６年度は県の示す標準保険税率と本市の税率とに乖離があるため、段階的にそれに近づけていく方法で市が改定案を作成して、本協議会に諮問させ

	ていただき、税率を決定していました。 その後、県が示していた９年度推計値が結果としてそこまでの水準には至らなそうだということが見えてきました。そこで、令和７年度の改定方法は、準統一が行われる令和９年度以降からは、県が標準保険税率の仮算定として秋に行う試算「秋の試算」が今後、県内全ての自治体で税率改定案となる。という県の示した考え方を一年前に前倒しして行う方法としたところです。資料の一番上の段の６年度のスケジュールでは、運営協議会の１回目の会議後において、市が税率改定案を作成し、２回目で諮問、３回目で答申という流れでした。 年度末のほうに本算定というものがあります。ここでは翌年度の標準保険税率と県に納める納付金、それぞれの確定額が示されるのですが、この時期では税率について条例改正に反映することが事務的にできないものとなっていました。ただし、納付金だけは、翌年度に補正予算を行うことを避けるため、この本算定の速報が出た時点で当初予算の金額をぎりぎりで差し替えていました。 次に、中段をご覧ください。埼玉県は準統一後の９年度以降は、県内の税率改定を統一するためのスケジュール案として翌年度の予算作成における保険税率と納付金は秋の試算を使いましょう、という案を出しています。本市の場合、令和７年度はこれを１年間前倒しして、８年度予算のための税率改定は、11月18日に公表された秋の試算を諮問案とする。ただし、納付金だけは、まだ準統一の前なので、あと１年だけは本算定の結果を納付金の予算額とします。というものになっていました。 下段の令和８年度のスケジュールをご覧ください。

	基本的には、７年度のスケジュールと同様ですが、納付金の予算においても秋の試算を使用するというところが、変更点となっています。その他の違いは、７年度末には、子ども・子育て支援金制度に関する条例改正を専決処分で行ったという違い、がありますが、これは７年度に限った改正なので、８年度にはありません。ただし、８年度末において、国の政令で、課税限度額の変更がまたあった場合、今までどおり１年遅れで改正していたものを準統一に合わせて、県内で同じにしたいという、県の指示もありますので、コメント枠内に予定として、その旨を記載させていただいています。 　これに関しては、今後、準統一の準備で検討される課題なので、状況に応じて報告させていただきます。 　説明は以上です。 議　長：ただ今の説明に質問はありますか。 委　員：［質問］なし 議　長：質問がなければ、令和８年度日高市国民健康保険税見直しのスケジュールについては、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 委　員：異議なし 議　長：議題２「令和８年度日高市国民健康保険税見直しのスケジュールについて」は、原案のとおり承認します。 **議題３　令和７年度日高市国民健康保険特別会計歳入歳出決**

	算について ［説明要旨］資料３－１～３－３に基づいて説明 事務局：資料３－１からご覧ください。表紙をめくっていただき、１枚目が歳入で、その裏とその次のページが歳出となっています。 まずは、歳入をご覧ください。一番左端、予算科目の款となっている列ですが、１の国民健康保険税から始まって８の諸収入まで、８区分に分かれています。予算現額という列があります。当初予算から始まって補正予算や予算の流用などがあり、令和７年度の最終の予算額がこの金額になります。少し右にいって収入済額という列がありますが、ここが今回の決算額となる金額で、全体の収入済額は約58億円となっています。金額の大きいところは、款１の国民健康保険税が12億円を超えています。また、款３の県支出金が約41億円です。款６の繰入金が３億円台で、この３科目で98.6パーセントを占めています。 次に、裏のページの歳出をご覧ください。予算科目の款は、１の総務費から始まって、隣のページの８の予備費まで、こちらも８区分に分かれています。歳入と同様に予算現額の列が令和７年度の最終の予算額となっています。歳出では、その隣の支出済額という列が決算額となりまして、全体の支出済額は約56億７千万円です。金額の大きいところは、国保事業の根幹となる款２の保険給付費が40億円を超えています。また、県に納付する款３の国民健康保険事業費納付金が約15億円です。この２科目で97.5パーセントを占めています。歳入歳出差引残額は約１億3,500万円となっており、黒字収支になっていますが、このあと国や県から入金された補助金や交付金の精算を行い、概算で多くもらっていた分の3,500万円ほどを返還する作業が残っ

	ています。 次に、資料３－２をご覧ください。歳入歳出決算の状況を千円単位にした上で、円グラフにして、その構成をわかりやすくしたものになります。国民健康保険特別会計については、歳入のうち、色の着いた３科目と歳出のうち、色の着いた２科目だけでほとんどが構成されていることがわかります。あと、本資料で見ていただきたいところは、歳入のところに過年度の赤字補填、その他繰入金の推移を記載しています。２億円を超える繰入金の時もありましたが、令和７年度決算では、それが０円となり、赤字が解消されています。 次に、資料３－３「予算執行の実績説明書」をご覧ください。表紙をめくっていただき、１ページ目は決算書の内容を１枚にまとめたものです。前年度との比較ができるようになっていまして、歳入は、保険税率の改定が反映されて増額となっています。国庫支出金は、令和６年度はマイナ保険証に関するシステム改修の経費が、７年度は子ども・子育て支援金に関するシステム改修の経費がそれぞれ入金されています。県支出金は、加入者数が減っていることによる医療費総額の減に伴う減少、繰入金は、その他繰入金の解消に伴う減額などの特徴があります。歳出は、保険給付費において、医療費総額の減少の影響で支出が下がっています。 続いて、２ページ以降は、主なポイントを見ていただきます。１の被保険者の状況ですが、被保険者数について、年度末での対比においては、令和６年度末から556人減少し、７年度末の被保険者数は、10,086人となりました。主な要因は、75歳になったことで、年齢到達による後期高齢者医療制度への移行や、近年、段階的に行われている一部パート社員等の社会保険加入

	の義務化などによるものと考えられます。 次に、２の保険給付の状況です。（１）療養の給付の表について、一番右の列「１人当たり費用額、前年度との比較」の合計欄、１番右下のところをご覧ください。前年度に比べ、10,154円増加しています。主な要因は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などによる影響と考えています。 続いて、３ページをご覧ください。（２）高額療養費の表について、ここでも１件当たりの費用額は令和７年度のほうが多くなっています。同様の理由が要因と考えられます。 次に、４ページをご覧ください。３の保健事業の実施状況です。（１）特定健康診査の実施状況について、７年度の特定健康診査の受診率は、令和８年５月27日現在における速報値で、37.3パーセントとなり、令和６年度より0.3ポイントのマイナスとなっています。特定健康診査は、実施期間を３月末日までとしており、医療機関からの追加報告が、まだありますので、今後、数値が上がる可能性があります。 次に、（２）特定保健指導の実施状況について、一番右の実施率は、７年度の積極的支援が1.22パーセント、動機付け支援が6.49パーセントとなっています。保健指導が継続中の案件もあるため、こちらも今後、数値が上がる可能性があります。この特定健康診査及び特定保健指導は、受診率、実施率ともに低い状況にあるため、より向上する対策を図る必要があると考えています。 説明は以上です。 議　長：ただ今の説明に質問はありますか。

	委　員：［質問］なし 議　長：質問がなければ、令和７年度日高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 委　員：異議なし 議　長：議題３「令和７年度日高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり承認します。 **議題４　日高市国民健康保険赤字削減・解消計画書の見直しについて** ［説明要旨］資料４に基づいて説明 事務局：資料４をご覧ください。こちらは、前年度の第５回の会議において説明した内容の続きとなります。これまでのおさらいも含めた内容となりますが、国民健康保険の特別会計において、一般会計に補ってもらう赤字補塡がある場合には、この計画の作成を国から義務付けられています。本市では、平成30年度を始まりとして、当初は、令和５年度までの６年間の計画でした。資料４の中では、一番上の表となります。解消すべき、計画対象赤字額を１億1,089万6,000円として、この計画がスタートしました。なお、この計画対象赤字額は、計画の最終まで変わることのない金額となります。その後、上の表から下の表への流れのように、数度の変更を経て、現在の計画は、下から二段目、期間も令和８年度まで延伸されて、９年間の計画となっています。計画変更のタイミングは、決算の結果が出た後となりますが、削減予定の金額を決算後の実際の削減額に置き換えることで、赤字残高の現状がわかりや

	すくなります。今回、予定している変更の内容は、一番下の表になりますが、赤枠の部分、第８次（令和７年度）と第９次（令和８年度）の部分を置き換えるものになります。 　このたび、令和７年度の決算額が確定し、赤字補填のための繰入金が０円となりましたので、コメント枠内の記載のとおり、①赤字残高を令和７年度決算確定額の０円にする。次に、②第８次（令和７年度）の削減予定額を実績に置き換える。ということで、前年度までの赤字残高の残り全ての金額である78,739千円を削減の実績額として置き換えると、令和７年度末には赤字が解消し、計画の最終年度である第９次（令和８年度）には、計画上でも赤字は消滅していることになります。なお、県に変更計画書を提出する時期につきましては、来月の８月を予定しています。 　説明は以上です。 議　長：ただ今の説明に質問はありますか。 委　員：［質問］なし 議　長：質問がなければ、日高市国民健康保険赤字削減・解消計画書の見直しについて、は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 委　員：異議なし 議　長：議題４「日高市国民健康保険赤字削減・解消計画書の見直しについて」は、原案のとおり承認します。 **議題５　第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）の中**

	間評価について 事務局：本議題は、令和５年度末に策定し、６年度からスタートした「第３期データヘルス計画」について、本年度に実施する「中間評価」の説明となります。 今後、段階を設けながら、複数回にわたって議題にあげてまいりたいと考えています。資料につきましては、本事業を担当する主査から説明します。 ［説明要旨］資料５に基づいて説明 事務局：資料５をご覧ください。初めに項目１の「データヘルス計画について」改めて説明します。本計画は、平成25年の閣議決定において、全ての健康保険組合に対し、診療状況等のデータ分析、また、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画の作成、公表、実施、評価等が求められたことが始まりとなります。また、平成26年３月に、市町村国保及び国保組合に対する保健事業の実施等に関する指針において、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、データヘルス計画を策定し、実施、評価、改善を行うものとされました。 これらを受けまして、日高市では医療費の適正化や生活習慣病予防などの保健事業の推進を図るため、平成29年２月に第１期のデータヘルス計画を策定しました。なお、通常、複数年度６か年にまたがる計画となりますが、先に策定していた特定健康診査に関する実施計画の終期が平成29年度で終わりとなることから、特定健診と保健事業を一体的な計画とするため、第１期は１年の計画としました。そして第２期データヘルス計画から特定健診の実施計画と一体的な計画として策定し、現在、第３期データヘルス計画及び第４期特定健康診査等実施計画を策定し、事業の実施、評価、

	改善を図っています。 　次に、項目２の「中間評価について」に移ります。データヘルス計画は、計画期間の３年目に中間評価を行うものと、国の手引において定められており、資料の年度表に示したように、今年度（令和８年度）が評価年度となっています。中間評価は、医療費や健診結果の状況などのデータ分析や健康課題の抽出など現状把握をするという目的のほか、保健事業全体の目的や目標の振り返りや方向性を確認するとともに、保健事業の実施により、健康課題が解決に向かっているかの確認をするという目的、計画と実績を比較することで、目標の達成度を評価し、必要に応じ、評価を踏まえた、後半３年の計画内容の見直し、強化について検討をする目的の、３つの目的のため、実施するものとなっています。 　最後に、項目３の「今年度のスケジュールについて」ですが、次回の運営協議会において、進捗状況について中間報告をさせていただくとともに、計画に記載の事業の内容や評価指標の目標値などに関し、ご意見を賜りたいと考えています。その後、12月頃に意見の集約結果のご提示、２月に最終案の報告、３月に策定・公表の予定で進めさせていただきたいと存じます。 　説明は以上です。 議　長：ただ今の説明に質問はありますか。 委　員：［質問］なし 議　長：質問がなければ、議題５「第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価について」は、今後も議題にあげて審議されることから、本日はこの説明をもって終了とします。